

令和5年第3回

普代村議会臨時会議録

普代村議会

令和5年第3回普代村議会臨時会議録

招集告示年月日	令和5年3月24日		
招集の場所	普代村議会議場		
開閉会日時及び 宣 告	開 会	令和5年3月29日 14時00分	
		議 長	中 村 裕
	閉 会	令和5年3月29日 16時42分	
		議 長	中 村 裕
応（不応）招議員及び 出席並びに欠席議員 出 席 10人 欠 席 0人 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 × 不応招 ○▲ 公務欠席	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	嵯 峨 典 行	○
	2	金 子 泰 男	○
	3	大 上 浩 史	○
	4	大 上 智	○
	5	古 沼 和 也	○
	6	松 葉 明 人	○
	7	森 田 幸 一	○
	8	齊 藤 正 明	○
	9	正 路 正 敏	○
10	中 村 裕	○	
会議録署名議員	8	齊 藤 正 明	
	9	正 路 正 敏	
職務のため議場に出席 した者の職・氏名	事務局長	松 葉 義 人	
	書 記	笹 山 英 幸	

<p>地方自治法第 121 条に より説明のため出席 した者の職・氏名</p>	<p>村 長 副 村 長 教 育 長 総 務 課 長 政 策 推 進 室 長 税 務 出 納 課 長 兼 会 計 管 理 者 住 民 福 祉 課 長 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長 兼 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長 建 設 水 産 課 長 農 林 商 工 課 長 観 光 振 興 室 長 兼 休 養 施 設 管 理 員 医 科 ・ 歯 科 診 療 所 事 務 長 教 育 次 長</p>	<p>梶 屋 伸 夫 太 田 義 信 三 船 雄 三 川 向 正 人 佐々木 大 助 高 井 俊 一 道 下 勝 弘 大 村 修 深 渡 秀 利 山 崎 長 蔵 山 田 晃 人 菅 野 伸 二</p>
<p>議 事 日 程 会 議 に 付 し た 事 件 会 議 の 経 過</p>	<p>別紙のとおり 別紙のとおり 別紙のとおり</p>	

開 会 (14:30)	議 長	<p>令和5年3月29日(水)第3回普代村議会臨時会 ただいまから令和5年第3回普代村議会臨時会を開会いたします。 ただいまの出席議員は10人であり、定足数に達しておりますので、 会議は成立いたしました。 直ちに本日の会議を開きます。 本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程(第1号)によっ て進めてまいります。</p>
会議録署名議 員の指名		<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 8番齊藤正明議員、9番正路正敏議員の両議員を普代村議会会議規則第 120条の規定により指名いたします。</p>
会期の決定		<p>日程第2「会期の決定」を議題といたします。 先刻開催されました議会運営委員会の結果報告では、本日1日でご ざいますが、お諮りいたします。 今期臨時会の会期を議会運営委員長長の報告のとおり、本日1日と決 することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
諸報告	議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日と決定いたしました。 日程第3「諸般の報告」を行います。 報告書を事務局長に朗読させます。 松葉事務局長。</p>
普代村育児祝 金条例の一部 を改正する条 例について	松葉事務局 長	<p>ご説明させていただきます。 (以下、事務局長報告、記載省略)</p>
	議 長	<p>次に、広域関係等の報告がありましたら、お願いします。 (なし)</p>
	議 長	<p>以上で「諸般の報告」を終わります。 日程第4議案第7号「普代村育児祝金条例の一部を改正する条例につ いて」を議題といたします。 当局の説明を求めます。 道下住民福祉課長。</p>
	道下住民福 祉課長	<p>それでは、ただいま上程されました議案第7号につきまして、その内 容をご説明申し上げます。 (以下、住民福祉課長説明、記載省略)</p>
	議 長	<p>提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を許します。 4番大上智議員。</p>
	大上智議員	<p>4番大上智でございます。何点かお伺いしたいと思うんですけれど、 この条例の改正の理由、どういうふうな理由でこれを改正するか。 それから、後でもよろしいんですけれども、近隣市町村というか、近 隣でなくてもいいんですけれども、他市町村のこの条例はどのようになっ</p>

	<p>議長 道下住民福祉課長</p>	<p>ているか、その辺をお示し願いたいと思います。</p> <p>それから、3つ目として、この改正により成果は、どういうふうな理由を述べるか分からないんですけども、改正によりどのような成果が期待できるか、どう考えているか、その辺。その理由を達成するためにどういうふうな戦略を持っているのか。その3点についてお伺いします。</p> <p>道下住民福祉課長。 お答えいたします。</p> <p>まず、改正の理由はというお尋ねでございましたが、先ほどの議案の説明にもありましたが、まず子育て世帯に対する経済的支援のさらなる充実ということでありまして、まず本村での出生率等も現在低い状況で、1年に1桁台、本年であれば7名ぐらいを予定しております。</p> <p>1つ飛びますが、成果というところにも、そこは影響してくるもの、影響させなければならないものというふうに思っております。出生率の向上等も目的として、また生活等に子育て負担の軽減、そういったものを図りながら子供を産みやすい、育てやすい普代村の子育て対策ということが目的であり、その成果であるところというふうに思っております。</p> <p>他市町村の条例等とはいうようなお尋ねでございましたが、以前にも少し他市町村の情報等も説明をさせていただいたこともありますが、本村は現在でも比較的1子からこれまで15万円というところでございましたが、他市町村に比べて決して低い子育て支援策、この祝金の額は高いほうかなというふうには思っておりました。</p> <p>さらに、ここを1子から全て出生されたお一人につき30万円ということで、県内に対しても普代村の子育て支援の内容を広くPRをしながら、移住等の促進もそうですし、村内の若い方々の子供の出生に対する環境を充実させるというふうな目的というふうに考えておりました。</p> <p>具体的な他市町村の金額につきましては様々でございまして、30万円とか、高いところでは50万円というところもありますが、1子からそのような金額で支援をするというところはほかにはない、今回5年度からスタートしますが、普代村だけのように認識はしているところでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>4番大上議員。 今答えてもらいましたけども、大ざっぱな何点か、主なところでもよろしいので、後でよろしいので、そのデータをお願いします。</p> <p>それから、今の条例改正が人口減少対策も戦略の一つであるならば、いろんな育児のほうを助けるという面も分かりますけども、もし人口減少対策戦略の一つであるとするならば、単純に育児金の増額だけでなく、これもいいことだと思うんですけども、決して反対ではありません。単純に祝金の増額するだけではなく、人口減少対策というならば、例えばこの祝金と並行して、せっきく普代村は自然に囲まれているわけです。</p>
	<p>議長 大上智議員</p>	

	<p>議 長 榎屋村長</p>	<p>ので、夏季休暇等において大学生等が臨時雇用というか、夏季の間でも臨時のアルバイト的なものになるかどうか、その辺の感覚で雇用しまして、義務教育学校に通じるものがあるかもしれませんけども、短期の臨時学校、海、山の学校で魚とか木の名前を教えるとか、大学生が勉強していると思いますので、その辺で臨時の学校等を開設して、村特有の魅力を埋め込んだ教育カリキュラムというんですか、それを創出して、児童生徒を集める戦略も人口減少対策、いきなりそれが功を奏するとは思いませんけども、普代村ではその育児金が高ただけでなくて、その後の幼児、小中と、いろんなあれで教育の面においても育児、児童教育、その辺にもかなり独特なあれで一生懸命取り組んでいるというのを外部にもアピールして、いくらかでも小学生、中学生を、普代ではあんなのをやっているから学校さ行ってみたいなというようなその施策を考えるのも一つの方法だと思うんですけども、その辺村長はどのように思いますか、見解を伺います。</p> <p>榎屋村長。 お答えをさせていただきます。</p> <p>議員お話しのようなことも参考にしながら、人口減少対策、あらゆる分野の取組が非常に急務というふうに思っております。住宅のことであれ、仕事のことであれ、今提案のあった子育て世代の負担軽減のことであったりというふうなこと、非常にあらゆるたぐいさんのことを取り組んでいかなければならないといふふうに思っておりますので、改めて全庁で総力を挙げてというようなことをしていければなというふうに思っておりますし、その旨取り組んでいきたいというふうに思っております。</p> <p>なお、義務教育学校との関わりでございますけれども、やはりせっかく新しい学校建設の取組を行うわけでございますので、これが村の持続といいますか、持続の可能性につながるような、やっぱり議員おっしゃるような取組をしていかなければならないというふうに思っております。</p> <p>少し強くお話をすれば、義務教育学校の建設によって、少しでもうちのお話があったような自然とか、あるいは教育の内容等々に興味を持っていただく方が増えて、それが移住あるいは定住につながっていき、そして村全体の人づくりも、それから村の持続も叶っていくような将来展望になるような取組をしていければなというふうに思っております。</p>
	<p>議 長 正路議員</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>9 番正路正敏議員。</p> <p>9 番正路です。すみませんでした、遅くに手を挙げて。まず、1 人につき 30 万円、非常に評価できる数字であって、子育てには非常にありがたいことだと思っておりますが、出来ればその、今年度 7 人は確定ということだと思っておりますが、できれば 5 年 4 月 1 日ということは、それはそれで今ここに出てきた中ではしょうがない事だと思っておりますが、今年度です</p>

令和4年度普代村一般会計補正予算(第11号)	議長 道下住民福祉課長	か、4年度分に前倒しした中で第1子、第2子に補填をしてあげるということは考えられなかったんですか。 道下住民福祉課長。 お答えをいたします。 5年度の当初予算の編成に当たり、これまで議員各位からこのようなご提言をいただいて、それを5年度予算に反映をさせるというところで、先日3月6日開会の定例会においてお認めをいただいたところでございます。それに必要となる今回条例をということで提案をさせていただきました。正直その際には、5年度の予算にということで、4年度分についてはもう既に執行されている方々もございましたので、遡及をしてというような考えはございませんでした。以上です。
	議長 正路議員	9番正路議員。 今言ったように、できれば、人数が多いから少ないからというわけではございませんでしたが、ただせめてそのぐらいの配慮はあってもよかったのかなというふうに思って質問させていただきました。ぜひ次からこういう場合、もうちょっと深掘りする中でやっていただきたいと思います。終わります。
	議長	ほかにご覧いませんか。 (なし)
	議長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第7号「普代村育児祝金条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし)
	議長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第5議案第1号「令和4年度普代村一般会計補正予算(第11号)」を議題といたします。 当局の説明を求めます。 川向総務課長。 それでは、上程されました議案第1号についてご説明いたします。 (以下、総務課長説明、記載省略)
	議長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を許します。ございませんか。
	大上智議員	4番大上智議員。 4番大上智です。議案第1号について数点についてお伺いします。 ゆっくり質問しますので。まず第1に、11ページの12款負担金、1項1目2節の児童福祉費負担金、この中に子どものための教育・保育給付費負担金17万9,000円とあります。この中の説明で、はまゆり子ども園広域入所受入れによる増というような説明があったわけですが、はま

	<p>議 長 菅野教育次 長</p>	<p>ゆり子ども園広域入所受入れによる増というのの説明をお願いします。</p> <p>次に、14 ページの 2 款総務費、1 項 6 目企画費の中の 12 節委託料、R V パーク指定管理料が 7 万 3,000 円になっているわけですが、この指定管理料の計算式をもう一度説明してもらいたいと思います。もしその説明があったのなら聞き漏らしたと思うので、いつの時点での説明だったか。当初予算としては管理料の 5,000 円掛ける 12 か月で 6 万円、それから利用料 1,000 円掛ける 130 台で 13 万円、計 19 万円の予算だと記憶しておりますが、今回追加で 7 万 3,000 円の指定管理料が発生しているわけですが、その辺の説明をお願いしたいと思います。</p> <p>それから、15 ページ、2 款総務費、1 項 12 目まち・ひと・しごと創生費の件ですが、移住定住促進事業、当初予算が 344 万 2,000 円だったわけですが、今回補正でマイナスの 138 万 5,000 円、40% ぐらいのマイナスの補正が発生しているわけですが、これちょっと 40% というのは結構多額な補正のような気がしますので、この辺何でこのような多額な補正が発生したのか、その辺の要因をどのように考えているか説明をお願いします。</p> <p>同じくその項目のところですが、これ年度途中でのこの件についての補正があったのか、ちょっと記憶になかったものですから、当初予算としては 11 節の役務費が 5 万 8,000 円だったわけですが、今回がそのマイナスの 13 万 7,000 円というので、ちょっと訳が分からなかったので、その辺と、当初予算が 5 万 8,000 円だったのに、何で今回補正がマイナスの 13 万 7,000 円という金額が出てきたのか、その辺ちょっと勘違いかもしれませんが、その辺の説明をお願いします。</p> <p>それから、17 ページの 6 款農林水産業費、2 項 2 目林業振興費、原木しいたけ植菌支援事業補助金、当初予算が 196 万 5,000 円の予算だったわけですが、それが今回の補正でマイナスの 99 万 9,000 円の補正になっているわけですが、これ約半分の補正金額が発生したわけですが。結局理由としては、利用する経営体が減少したため、このような補正になったのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。</p> <p>それから最後に、18 ページの 8 款土木費、1 項 1 目 12 節の委託料のところですが、村道未登記用地処理業務委託料 50 万円皆減とありますけども、これはどういうふうな理由で皆減になったのか。それがまた今年度というか、来年度、令和 5 年度の予算にも同じ金額が計上されているわけですが、何でこのようなことになっているのか。結局実績がないという先ほどの説明だったんですけども、このあれを、業務が行われなかったための皆減、何で行われなかったのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。以上です。</p> <p>菅野教育次長。 お答えします。</p> <p>11 ページの 12 款 1 項 1 目の民生費負担金 17 万 9,000 円ですが、これ</p>
--	----------------------------	--

	<p>議 長 佐々木政策 推進室長</p>	<p>は野田村の方が、ゼロ歳児 1 名が広域入所ということで、はまゆり子ども園に入所することによりまして、野田村で負担する分を今回補正したものでございます。これは 1 年間入所されますので、この後の 5 年度の補正にも出てきます。以上です。</p> <p>佐々木政策推進室長。</p> <p>何点かございましたが、まず 11 ページ、13 款 1 項 1 目の RV パーク使用料と、それから 14 ページの指定管理料の関係について、計算式ということでございましたので、改めてご説明させていただきたいと思っておりますけれども、こちらのほうは指定管理料につきましては年間まず 6 万円になります。それから従量制ということで 1 台当たり 1,000 円、これが指定管理料としてお支払いする分です。歳入のほうにつきましては、利用者の方からの利用料をお一人 3,000 円いただいておりますので、3,000 円掛ける台数が歳入の総額になります。そこから年間 6 万円プラス 1 台当たり 1,000 円を掛けたものが指定管理料として支払われるということになります。</p> <p>それでこちらのほうが、当初の見込みを 60 台と見込んでいました。結果実績見込みが 133 台になって、73 台増えますので、歳出のほうの RV パーク指定管理料につきましては、ですので 73 台掛ける 1,000 円ということで 7 万 3,000 円ということになります。使用料のほうもそれに伴って、3,000 円掛ける 133 台で 39 万 9,000 円なんですけど、これが当初 60 台で見えていますと 18 万円ですと、その差額の 21 万 9,000 円が増加というような計算になります。指定管理料としては、年間の 6 万円に 1 台当たり 1,000 円の額ですと、台数が増えた分だけ指定管理料は増加するというのが歳出のほうの内容になります。</p> <p>それから、移住定住で、まち・ひと・しごと創生費、15 ページの移住定住の減額の主なものでございますが、こちらにつきましては大きいところでは報酬の部分なんですけれども、当初こちらは移住コーディネーターの人件費ということになるんですけども、お二人で 1 年間ということで当初予算措置していたんですけども、お一人の方が産休に入られまして辞められました。その後代わりの方を探していたんですけども、なかなか見つからなくて、ちょっと一人でしのいできたという部分もございまして、その報酬の部分の減額が大きいところでございます。</p> <p>それから、会議旅費の部分ですが、こちらのほうは会議に参加する旅費、それから職員の通勤の費用弁償の部分もございまして、会議も県外で参加できるような旅費の部分が、結構ウェブが多かったという部分もございまして、その部分の 2 点が主に大きいところでございます。</p> <p>あとそれから、需用費などにつきましては、印刷であったりとか、そういった消耗品ですので、各節にございますので、その積み上げで少し減額幅が大きくなってしまったのかなというふうには考えてございます。</p>
--	-------------------------------	--

		<p>それから、同じ移住定住促進事業の10節需用費が当初5万8,000円だったけれども、何で今回減っているのかというところですけども、こちらのほうは6月補正で移住コーディネーターのパソコンライセンス更新料21万6,000円を増額補正させていただいてありました。それはそれですっきりかかったんですけども、それ以外につきまして、先ほど申し上げたような結果的に印刷であったりとか、需用費に係る分の減ということで、需用費につきましてはマイナスがたっているというものでございます。</p>
議長	深渡農林商工課長	<p>深渡農林商工課長。</p> <p>林業振興費の原木しいたけ植菌支援事業補助金でございます。こちらは、今年度ですけども、植菌計画していたよりも植菌の生産者が減りまして、それで種こまを購入する数が少なくなったということで、実際に2組合で大体284袋購入しておりました。新年度に向けては、今年度よりも増やしていければいいなと考えております。以上でございます。</p>
議長	大村建設水産課長	<p>大村建設水産課長。</p> <p>私のほうからは、村道未登記用地の処理業務委託料の皆減という内容についてご説明させていただきますが、この事業の内容につきましては、村のほうで公衆用道路になっている地権者さんと交渉して、その交渉が取りまとまった分を登記をしていただくという委託料になってございます。</p> <p>今回皆減になりました内容につきましては、その交渉のほうがうまく実績をつくることができませんで、今回皆減となっております。いずれ個人所有の村道とか、そういったのは管理上よろしくないものでございますので、来年度についても予算計上して何とか交渉のほうをまとめていきたいということで、予算計上は続けて計上していくものです。</p>
議長	大上智議員	<p>4番大上議員。</p> <p>先ほどのRVパークの指定管理料の件ですけども、これ当初予算はいくらでしたっけ。19万円だと思ったんですけども、今の室長の計算であれば違いますよね。</p> <p>(「令和4年度の当初です。」と佐々木政策推進室長)</p> <p>そうですね。これ4年度の補正ですよ。</p>
議長	大上智議員	<p>その項目、2回目になるんですけども、それだけでいいの。</p> <p>いいです。</p>
議長	佐々木政策推進室長	<p>佐々木政策推進室長。</p> <p>RVパーク指定管理料の令和4年度当初につきましては12万円です。その12万円というのが6万円と目標が60台で1,000円の6万円で12万円。今回の増額しようとしているのは、6万円と133台の13万3,000円ですので、プラス7万3,000円。1台当たり1,000円プラスになるということになります。</p>
議長		<p>4番大上議員。</p>

<p>令和4年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)</p> <p>令和4年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第5号)</p> <p>令和4年度普代村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)</p> <p>令和4年度普代村後期高齢者医療事業特別会計補正予</p>	大上智議員	<p>じゃ、ちょっと見間違ったかもしれません。委託料が当初予算で6万円の13万円で19万円ということだなと思ったものですから、それが今回何か増額で7万何ぼというから、あれ変だなと思ったんですけども、その当初予算が12万円だったわけですね。</p> <p>(「はい」と佐々木政策推進室長)</p> <p>分かりました。すみません、間違えました。 以上です。</p>
	議長	<p>ほかにごございませんか。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「令和4年度普代村一般会計補正予算(第11号)」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、審査の方法についてお諮りいたします。</p> <p>日程第6議案第2号から日程第9議案第5号までの特別会計補正予算の4件につきましては、一括上程し、説明を受けた後、議案1会計ごとに審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、そのように進めてまいります。</p> <p>日程第6議案第2号「令和4年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」</p> <p>日程第7議案第3号「令和4年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第5号)」</p> <p>日程第8議案第4号「令和4年度普代村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)」</p> <p>日程第9議案第5号「令和4年度普代村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)」</p> <p>以上、4件を一括議題として上程いたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>川向総務課長。</p>
	川向総務課長	<p>それでは、一括上程されました議案第2号から議案第5号まで説明をいたします。</p> <p>(以下、総務課長説明、記載省略)</p>
	議長	<p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>議案ごとに審査をいただき、採決を行います。</p> <p>議案第2号「令和4年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」の質疑を許します。</p>

算（第2号）	議 長	<p>(なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「令和4年度普代村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第3号「令和4年度普代村簡易水道特別会計補正予算（第5号）」の質疑を許します。ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
	議 長	<p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「令和4年度普代村簡易水道特別会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第4号「令和4年度普代村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）」の質疑を許します。</p> <p>(なし)</p>
	議 長	<p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「令和4年度普代村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第5号「令和4年度普代村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」の質疑を許します。</p> <p>(なし)</p>
	議 長	<p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「令和4年度普代村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第10議案第6号「令和5年度普代村一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。</p>
令和5年度普代村一般会計		

<p>補正予算（第1号）</p>	<p>川向総務課長 議長</p> <p>大上智議員</p> <p>議長 佐々木政策推進室長</p> <p>議長 金子議員</p>	<p>当局の説明を求めます。</p> <p>川向総務課長。 それでは、上程されました議案第6号についてご説明いたします。 （以下、総務課長説明、記載省略） 提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を許します。 4番大上智議員。 8ページの7款商工費、1項2目観光費のところの地域おこし協力隊受入事業が464万8,000円皆増となっていますけども、これ大体今まで当初予算でもそうだったんですけども、地域おこし協力隊受入事業というのは2款の総務費の中の1項12目のまち・ひと・しごと創生費とかというので、一本でやっているもんだと思っていたんですけども、今回7款の商工費で地域おこし協力隊受入事業が計上になっているわけですけど、これ今からその場合、場合によって地域おこし協力隊受入事業というのはいろんな款に発生してくるもんなんですか。その辺、説明をお願いします。</p> <p>佐々木政策推進室長。 協力隊の予算措置の科目の関係でございますけれども、議員お話しのとおり、まち・ひと・しごと創生費のほうに今まで入れてございます。そのパターンといいますか、村の会計年度任用職員型とする場合は、このように各節に振り分けて、それぞれの担当課のところに計上されるものになります。ですので、今現在、村の会計年度任用職員型の地域おこし協力隊員は政策推進室所属の1名ということになりますので、こちらのほうに出てきていますけれども、今回観光分野の協力隊ということで、観光費のほうに計上させていただいているものでございます。会計年度型は、それで村の会計の中の各節に計上されますし、これとは別に企業さんなり第三セクターに委託するようなものについては、まち・ひと・しごとの中の委託費、協力隊のそちらのところに載せてございますが、村の会計年度型の場合は各節になる可能性が今後もあるということです。 （「わかりました。終わります。」と大上智議員）</p> <p>ほかにございませんか。 2番金子泰男議員。 2番金子でございます。2点質問させていただきます。 まず、4款1項5目のコロナ関係の部分、接種体制の確保事業といった部分で、国のほうでは令和5年度も高齢者を中心にといったような方向性が出ているわけですが、村としての今後の5年度の体制計画というものをお聞かせをいただきたいと思います。 それから、8款2項1目の村道補修工事の部分ですが、キラウミの舗装部分の舗装するものと、未舗装分への再利用ということで舗装をするも</p>
------------------	--	--

	<p>議長 道下住民福祉課長</p> <p>議長 大村建設水産課長</p> <p>議長 金子議員</p> <p>議長 森田議員</p> <p>議長 道下住民福祉課長</p>	<p>のと。200万円であるわけですから、そんなに大きな面積ではないと思うんですが、どこら辺をどの程度の面積になるのか、その中身をお聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>道下住民福祉課長。 お答えいたします。</p> <p>7ページの4款1項5目感染症対策費、コロナワクチン接種の体制確保、また対策事業費、そちらのほうなんですけども、国のほうでは、先ほど議員の説明のとおりでございます、高齢者中心にということではありますが、国の方針に基づきまして、村も5月から8月頃をめどに高齢者、あと基礎疾患のある方、そのほか医療従事者、この方々をまず1回目として接種をお願いするものでございます。2回目につきましては、9月以降に対象となる方が生後6か月以上の方となりますので、その方を対象に今回事業費のほうを計上させていただいております。以上です。</p> <p>大村建設水産課長。 8款の村道補修工事における、キラウミのほうの舗装ということでございますけれども、まず向野場から発生した切削材を再利用するという内容になるわけでございますが、場所につきましては、車が乗り入れできないカラー舗装の部分よりトンネル側に未舗装部分がございます、三角の。そこに凸凹で水がたまったり、結構車が入っていくんですけども、そういった状況でしたので、そこを整地して切削材で転圧するという形の計画でございます。</p> <p>2番金子議員。 ありがとうございます。コロナ対策の部分、予防接種の部分は、皆さん方もいろいろな報道等を見ながら、今年度も高齢者の部分、2回になるのか、1回になるのかといったような部分もあるわけですから、広報等でのいろんなお知らせをお願いしたいなと思います。非常にありがたい部分ですので、よろしく申し上げます。</p> <p>道路の部分は分かりました。ありがとうございます。終わります。</p> <p>7番森田幸一議員。 7番森田です。同じところで、7ページの4款1項5目、コロナ接種のことについて関連してお伺いしますけども、今年の5月ですか、コロナの分類が2類から5類になるということなんですけども、その影響といたしますか、我々に影響するようなことはどういうものなのか、課長の説明をお願いします。</p> <p>それから、最近のコロナの感染状況を見ると、ちょっと都会のほうで増えているような感じもありますが、感染防止の観点から、まだ特に変わっていないと思うんですけども、気をつける部分というか、その辺もお願いします。</p> <p>道下住民福祉課長。 お答えいたします。2類から5類にということですので5月8日からだったと</p>
--	--	--

	<p>祉課長</p>	<p>思いますが、引下げになるというような表現になるかと思いますが、感染症法上、これまで全世界におきまして初めての感染症ということで 2 類という比較的高い、比較的というか、かなり高い感染症対策ということで、国におきましても緊急事態宣言を發布して強い行動制限をして、自粛ですか、そういったお願い等もしてまいりました。昨年 12 月以降、オミクロン株に変わりましたから、感染の拡大はしたんですけども、そういった重症化という視点では比較的、母数が多かったので、死者とかそういう重症患者は多かったわけですけども、割合とすれば低くなっていると。最近であれば、岩手県内でも毎週のように感染者数は減少しております。</p> <p>そこで 5 類に引き下げられて国民の皆様はどういうふうな影響があるかということは、先ほども緊急事態宣言により強い行動制限が行われたということではありますが、その適用はされませんので、そういう行動制限はないという状況であります。</p> <p>また、5 類としては季節性のインフルエンザと同じ扱いにはなりますが、これまでコロナのワクチン接種等も全額公費の負担であったり、入院等におきましても治療費、そういったのも公費の負担とはなっております。議員の皆様もご承知だと思いますけども、こういった公費の負担につきましても、ワクチン接種につきましても 5 年度末までというような方針は出されております。また、入院であったり、治療薬につきましても、本年の 9 月までというふうに承知はしておりますが、公費の負担あるいは軽減というようなことで、できるだけ自己の負担のないような対応をしていくというような方針であるようでございます。</p> <p>あと、都市部のほうで増えているというようなお話もありましたが、すみません、ちょっと承知しておりませんで、その状況等についてお話しできるものを持っておりませんので、申し訳ございません。</p> <p>今後におきましては、マスクの着用も 3 月の 13 日から着用の考え方も変わってきておりますが、場面、場面においての着用の推奨ですか、そういったものも国のほうではお願いをしております。原則個人の意思に委ねるということではありますけども、病院等の場所であったり、高齢者のいるところであったりというところは、個人の意思ではありますけども、個人の判断として感染をしない、させないというようなご判断をいただきたいというふうに思っております。以上です。</p>
	<p>議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p>
	<p>大上浩史議員</p>	<p>3 番大上浩史議員。</p> <p>3 番大上です。4 番の同僚議員が先ほど質問した内容と似通っているわけですが、8 ページの商工費の問題の協力隊の関係でございますが、この科目の中に使用料及び賃借料 110 万円という金額が載っているわけですが、これは実質具体的にどういう使用料で 110 万円なのかということをお願いいたします。</p>

		<p>それから、議運でも説明が佐々木室長から話があって、くろさき荘の人員ということでの募集、協力隊なんだということなわけで、当然先ほどの説明のとおり観光ということになるようなんですけれども、しかし政策推進室のほうで募集をして、あとはもう知らぬ存ぜぬと、観光のほうにお任せしますよというだけで責任がなくなると、あとは観光のほうの担当課長だというようなことのような、数字的にいえばそういうふうを感じるわけですが、私はやっぱり募集しましたという建前上、3年間なら3年間は募集した室長の責任分野というか、そういう見回りというか、そういう中においての運用でなかろうかなというふうを感じるわけですが、私の勘違いなのか、どういうわけでこうやって担当課のほうに任せる。担当課は引き継いで担当課の観光課のほうで、この協力隊の関係は一切合財もう3年間見るんだというふうな考え方なのか。そこら辺がどういうふうなことでの科目なのか、まず農林商工課長からこの受入れの数字の内容についての説明をお願いします。</p>
議 長	山崎観光振興室長	<p>山崎観光振興室長。 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。</p>
		<p>8ページの13節使用料及び賃借料110万9,000円、こちらでございますが、活動する車のリース料が月5万4,400円の12か月分。それから、くろさき荘に宿泊をいたしますので、その分の負担金というんでしょうか、宿泊料、1か月3万8,000円を見ておりますが、これの12か月分。リース料のほうは65万2,800円、宿泊負担分こちらのほうが45万6,000円という内容になっております。110万9,000円の中身は、そうなっております。</p>
議 長	佐々木政策推進室長	<p>佐々木政策推進室長。 予算計上科目がなぜ観光なのか、政策で責任見ないのかということでございますけれども、あくまでもそれは全体的な募集であったりとか、そういった仕組みのほうは政策で主導しておりますが、実際にいろいろな仕事に就くところがあると思います。委託事業者の所属になったりとか、青の国になったりとかあるんですけれども、役場の中でも、今までにはなかったんですが、これからはいろんな課の中で、こういった課題があるからこういった協力隊を募集しようということもあっていいと思いますし、全然その先は知らないということでは当然なく、連携はしていくわけなんですけれども、くろさき荘につきましては所管の観光振興室の現在やっている業務の中身ともしっかり連携する必要もありますので、観光費にやはり計上するというものかと思えます。</p>
議 長		<p>いろいろな事案分野について違う分野で、また、そのある一定の課題を解決したい分野で協力隊を村の会計年度型で任用するというふうになった場合については、それ以外の別の費目に計上することも当然あるというふうには思います。</p> <p>3番大上議員。</p>

	<p>大上浩史議員</p>	<p>どうも今の説明についても十分に理解できないような気がします。それは後回しとして、さっきの使用料とか云々かんぬんという説明があったわけですが、協力隊については全員がそういうふうに宿泊を、それこそ東京から普代に来るから、そういう意味での宿泊料というのが当然かかるのだと。だから、その人に対しての宿泊料も、国なのか、村なのか、そういうふうなことなのか。</p> <p>あるいは今言う自動車の借り上げのリース料ということなわけですが、今くろさき荘に勤務するということは、何がゆえに車をリースしなければならないのか。先ほどの説明であれば、その人間はホテル業務の何十年もの経験者であると、しかるにくろさき荘の従業員として適当だというような説明をされたわけですが、当然それについてはそうなのかなという思いがあるわけですが、なぜその人がリースの車を使用しなければならないのか、宿泊料をなぜその人に対して払わなければならないのか、そこら辺が十分理解できないわけですが。協力隊については、もう従前どおりそういうふうに宿泊料、あるいは活動する車のリース料が附帯設備でついていきますよということなのか、そこらはどうなんですか。</p>
	<p>議長 佐々木政策推進室長</p>	<p>佐々木政策推進室長。</p> <p>宿泊料といいますか、要は住宅費に係るもの、それから2番目にお尋ねの車両のリース、こちらの活動車両につきましても、これは活動経費の対象となるものです。従前からなるものですので、現隊員の方につきましても活動費というもののの中で、アパートの賃料が発生するものであればそれを負担することもできますし、活動車両についてのリース料、それも活動経費として見るということができるというふうになります。</p> <p>なぜくろさき荘でリースが必要なのかと。営業で歩くと、営業用の車両で多く出いただくことも想定しておりますので、そちらの車両も専用に動ける、専用のリース料で車両のリースを考えており、それは先ほどの繰り返しとなりますが、両方とも活動費で見ることができるといふものでございます。</p> <p>(「議長、ちょっと休憩していただけませんか。どうも理解できないんですよ、今の説明」と大上浩史議員)</p>
<p>休憩再開</p>	<p>議長 議長</p>	<p>暫時休憩といたします。(16:05)</p> <p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。(16:20)</p> <p>ほかに質問はございますか。</p> <p>9番正路正敏議員。</p> <p>1つだけお伺いします。</p> <p>9ページの教育費の中学校費の中で、昨日熊が侵入したらしいという話がありました。そこはもう改修したのか、補修したのか分かりませんが、熊はたしか二、三度同じようなところにまた出てくるらしいという話も伺ったんですが、そういうのを踏まえた中で、あそこはたしか講堂じゃなく体育館の脇の通路ですよ、通路というか、あそこは何度</p>

普代川治水対策上区地区排水ポンプ整備工事（土木工事）の変更請負契約に関する専決処分の報告について	議長 菅野教育次長	か通ったことはありますが、非常に弱いガラスがはめてあるなというふうに思ったんですが、そこら辺は今後どのようにしていくのか、ちょっとだけお知らせいただきたいと思います。 菅野教育次長。 お答えします。 まず、昨日ガラスが2枚壊されましたけども、農林商工課ですとか、あとは猟友会の方にも協力していただいて、罟を2か所に設置していただきました。それで、今春休み中ですので、できれば春休み中に捕獲されるようになればいいなというふうに考えておりますし、あとはガラスにつきましては、針金というんですか、そういうのが入ったガラスだったんですけども、ちょっと普代の業者さんでは直せないということで、今日八戸から業者が来て修繕する予定になっております。以上です。	
	議長 正路議員	9番正路議員。 いずれ近々入学式もあるわけですので、もうちょっと暖かくなれば活動も熊は盛んになることだと思っておりますし、そういったのを考えながら強化ガラスなり、たしかあんまり強いものでもないなと思って、針金が入っているにしても壊れたわけですから、そこら辺も考えた中の修繕をお願いしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。以上。	
	議長	ほかにございませんか。 (なし)	
	議長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第6号「令和5年度普代村一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし)	
	議長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第11報告第1号「普代川治水対策上区地区排水ポンプ整備工事（土木工事）の変更請負契約に関する専決処分の報告について」を議題といたします。 当局の報告を求めます。 大村建設水産課長。 それでは、報告第1号についてご説明いたします。 (以下、建設水産課長説明、記載省略)	
	大村建設水産課長	質問がございますか。	
	議長	4番大上智議員。	
	大上智議員	さっぱりこの変更契約が、排水ポンプでは2回、3回となっているわけですけども、この資料の件ですけども、今課長が説明したような主な変更箇所というのがありまして、そしてその後差し替えかどうか分かんないんですけども、変更箇所内訳という資料が後からまた出ているんです。	

	<p>議長</p> <p>大村建設水産課長</p>	<p>これ何か最初の主な変更箇所というのに出された数字と、後から、昨日か今日だと思うんですけど、変更箇所内訳というのの数字自体も違いますし、変更契約が重なっているもんですから、この辺変更箇所内訳、最近の資料に基づいて、1件1件というのはあれですけども、本体土工から宅内排水管設備工まで、一つひとつ課長の説明をお願いしたいと思いません。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>申し訳ございません。当初お配りした資料は、主なものだけ載せてしまった関係で、実際の変更金額と違うものが出ておりましたので、全ての金額を網羅しないと報告の金額とずれてしまうということで修正させていただきました。今ついているやつが直接工事費でいけば、本体土工、本体躯体工、本体仮設工、流入渠工、流出渠工、構造物撤去、舗装打ち換え工、宅内排水管設置工、その他というものがついているかと思いません。その下は諸経費という形のものがついているかと思いません。</p> <p>本体土工につきましては、本体の掘削した残土等の運搬が先ほど説明しましたが、現場内ではそれを置けないということで、一時外に搬出したという経費でございます。</p> <p>本体躯体工の三角の5万くらいにつきましては、止水の方法、それは止水板を当初計上しておりますが、業者さんのほうから同じ効果がある違う製品のほうを提案されまして、クリーンシールという製品になりますが、こちらのほうに、効果はそのままある状況で、材料を変更したことにより若干減額となっております。</p> <p>本体仮設工につきましては、先ほど説明しましたが、鋼矢板を一体化して強度を増すために溶接を全てしてあります。それを返却するために引き抜かなきゃなりませんので、その際一体化していると引き抜けないということで、切断のほうは計上しておりましたが、その実績で増額となったものであります。</p> <p>流入管というのは、これは県道側のほうから現在来ている水路のほうを一部、施設内の流入管を設置する工事になります。これが当初たて込み簡易土留方式というものでございましたが、現地がこの工法では配管が径が1メートルぐらいの管になりますんで、ちょっと突っ込めないということで、設置できないということで大型土のうによる土留め方式に変更して増額となっております。</p> <p>流出管につきましては、これは排水ポンプ施設から川側のほうに抜ける管の部分になります。現在の開渠工のやつではちょっとできませんので、それを暗渠管に変える作業をしたものでございます。これについては、管自体では変更はございませんが、土工で残土がここでも発生しますので、これについても残土を一旦搬出したという増額になります。</p> <p>構造物撤去、打ち換えにつきましては、これは繰越承認いただきまし</p>
--	---------------------------	--

<p>普代川治水対策上区地区排水ポンプ整備工事（機械電気工事）の変更請負契約に関する専決処分の報告について</p>	<p>議 長 大上智議員</p>	<p>た外構工事のほう、舗装は一体として舗装したいということで、その部分を外構工事に回した関係で減額となっております。</p> <p>宅内排水管設置工につきましては、掘削したときに隣接する宅地の配管がちょうど建設予定地を通っております、それを補償として切替え工事を行ったというものになります。当初配管があるとは想定しておりませんでしたので、変更で増額しております。</p> <p>そのほかは、各掘削とか、そういった諸々の実績によって減額になったものが8万9,000円というものになります。以上でございます。</p> <p>4番大上議員。</p> <p>そうすれば、構造物撤去、舗装打ち換え工とかのほうは、これはいずれは県道とつながるような、それから個人の宅地の排水管が工事を進めているうちに発見されたというか、それでそれをやり直したということですか。あと完成するだけですか。</p>
	<p>議 長 大村建設水産課長</p>	<p>大村建設水産課長。</p> <p>土木工事については先週の金曜日で完成となっております。24日完成となっております。</p>
	<p>議 長 大上智議員</p>	<p>よろしいですか。</p>
	<p>議 長 大上智議員</p>	<p>はい。以上です。</p>
	<p>議 長</p>	<p>以上で報告を終わります。</p>
	<p>大村建設水産課長</p>	<p>日程第12報告第2号「普代川治水対策上区地区排水ポンプ整備工事（機械電気工事）の変更請負契約に関する専決処分の報告について」を議題といたします。</p> <p>当局の報告を求めます。</p> <p>大村建設水産課長。</p>
	<p>議 長</p>	<p>それでは、報告第2号につきましてご説明いたします。</p> <p>（以下、建設水産課長説明、記載省略）</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>質問がございますか。</p>
	<p>大上智議員</p>	<p>4番大上智議員。</p> <p>今の変更の説明ですけれども、これ課長がどうのこうのではなく、この昱機電で見積りというか、段階でこれ分かんなかったんですか、見積書に計上するの。これ専門的なあれで、請け負った会社じゃなきゃこの辺のあれは分からないと思うんですが、後になってこれも見積書に入れていなかったというのは、何かちょっとおかしいんでないかという気がするんですけども、その辺課長はどのように受け取っていますか。</p>
	<p>議 長</p>	<p>大村建設水産課長。</p>
	<p>大村建設水産課長</p>	<p>まず、この発注するに当たって設計のほうはコンサルタント業者さんのほうで設計しておりますので、そちらのほうで本来であれば計上すべきものであったのかなと思っております。一番いいのは私どもでその内容がチェックできればよかったですけれども、なかなか技術力の不足と</p>

<p>閉 会 (16 : 42)</p>	<p>議 長 大上智議員</p>	<p>いうものもありまして、そういったところを分からない部分がございます、当初設計のほうには計上漏れという形になっております。実際施工が進む段階の打合せの中で施工業者さんのほうから、そういったものが不要でないですかという昱機電さんのほうから話がございます、一応コンサル等に確認して、東北電気保安協会さんのほうに確認したら、発電機を設置した段階で発電所扱いになりますので必要です、という電気保安協会さんのほうからお話ございまして変更のほうを見させていただきました。</p> <p>4 番大上議員。 今後もしろんな工事が出てくると思うんですけども、そのような今後のコンサルの選定において、その辺ちょっと考えたほうがいいんじゃないかなと思って。ただあそこまで、訳の分からない素人のあれでも、この辺は専門家が分かんねえもんだべかなと。変更契約をやればという安易でなく、金額が大きくなったときは、やっぱりそれなりのコンサルを選定していて進めていくべきでないかと思うんですけども、いいです。以上です。</p>
	<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。ほかにありませんか。 (なし)</p>
	<p>議 長</p>	<p>なければ、以上で報告を終わります。 本臨時会の会議に付された事件は全て議了いたしました。 以上をもちまして令和 5 年第 3 回普代村議会臨時会を閉会といたします。</p>
		<p>ご苦労さまでございます。</p>

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 中 村 裕

署名議員 齊 藤 正 明

署名議員 正 路 正 敏